

## 下関市選挙啓発サポーター設置要綱

(設置の目的)

第1条 若年世代の選挙への関心を高め全体の投票率の向上に資することを目的として、効果的な選挙啓発を行うための選挙啓発サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 サポーターは、前条に規定する目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 若年世代に対する選挙啓発の企画及びその実行
- (2) 下関市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が常時又は臨時に行う選挙啓発の活動の補助
- (3) 選挙事務従事者又は選挙の投票立会人への就任等の協力
- (4) その他設置目的を達成するために必要な活動

(要件)

第3条 サポーターになることができる者は、任命時に満18歳から満25歳までの者又は任命日が属する年度中において満18歳となる者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に在住又は在学、在勤する者
- (2) 選挙啓発サポーター事業において、特定の候補者、政党及びその他の政治団体等に関係する活動を行わない者

2 サポーターは、その活動については、政治的に中立でなければならない。

(任命)

第4条 サポーターになろうとする者は、登録の申込を行い委員会の任命を受けなければならない。

2 委員会は、サポーターが前条の要件のうち何れかを満たさなくなったときは、任命を取り消すことができる。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 サポーターの中にリーダー及びサブリーダーを各1人ずつサポーターの互選により置く。

2 リーダーはサポーターの活動を取りまとめ、サブリーダーはリーダーを補佐するものとする。

(任期)

第6条 サポーターの任期は、任命の日から1年間とする。ただし、既に他のサポーターが任命されているときは、当該サポーターの任期が満了する日までとする。

2 任期が満了するサポーターにおいて、任期の延長を希望する場合で、委員会が認めたときは、任期が満了した日の翌日から1年間とする。

(報酬)

第7条 サポーターの活動については、原則として無報酬とする。ただし、サポーターの活動のうち、選挙等の事務に従事する場合において委員会が認めたときは報酬を支払うものとする。

(旅費)

第8条 サポーターがその活動のため旅行をするときは、旅費を支給する。

2 旅費の支給対象は委員会が認める場所から目的地までの往復に係るものとし、その支払う額については、下関市実費弁償条例（平成17年条例第52号）の規定によるものとする。

(機密保持)

第9条 サポーターは、その活動において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。サポーターでなくなった後も同様とする。

(庶務)

第10条 サポーターに関する庶務は、委員会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、サポーターの活動に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。